

令和5年5月25日

お客さま各位

東奥信用金庫

一定金額未満の口座解約手続きにおける「印鑑レス」の取扱開始
ならびに預金規定の一部改定について

当金庫は、お客さまの利便性向上のため、預金残高が1万円未満の普通預金口座等について印鑑レスによる解約手続きの取り扱いを開始するとともに、関係する預金規定類を一部改定いたします。

記

1. お取扱いについて

(1) 対象となるお客さま

個人のお客さま、個人事業主のお客さま

(2) 対象となる口座

預金残高が1万円未満の普通預金（決済用普通預金含む）、貯蓄預金、納税準備預金

(3) お手続きに必要な事項

- ご本人の来店
- 運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付きの本人確認書類のご提示
- 通帳のご提示（アプリ通帳等の場合は、アプリの提示）

※お取引の内容により、一部対象外となる場合がございます。

(3) 取扱開始日

令和5年6月26日（月）

本件に関してご不明な点がございましたら、当金庫窓口へお問い合わせください。

2. 預金規定の改定について

(1) 改定する預金規定

普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定

普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定

(2) 改定内容

- ① 普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定の以下の下線部分を変更、追加します。

改定前	改定後
<p>6. 印鑑照合等</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）を届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、<u>当金庫は責任を負いません。</u>なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、<u>次の7.により補てんを請求することができます。</u></p>	<p>6. 印鑑照合等</p> <p><u>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）を届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めただほか、払戻請求書が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。なお、個人の預金の取引において、預金者は盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補填を請求することができます。</u></p> <p><u>(2) 普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、各規定の項目「解約等」に基づき届出の印章を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱ったときは、それらの書類について偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任をおいしません。</u></p>

- ② 普通預金規定の以下の下線部分を変更、追加します。また、貯蓄預金規定、納税準備預金規定の項目「解約等」についても、以下の内容と同様の規定の改定を行います。

改定前	改定後
<p>普通預金（以下「この預金」といいます。）は、普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定（以下「共通規定」といいます。）および次の規定により取扱います。</p> <p>2. 取扱店の範囲 <u>普通預金、利息毎月型普通預金および決済用普通預金（以下「この預金」といいます。）</u>は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> <p>7. 解約等 (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、<u>当店</u>に申出てください。</p> <p>(2)～(5) （略）</p>	<p>普通預金、<u>利息毎月型普通預金および決済用普通預金</u>（以下「この預金」といいます。）は、普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定（以下「共通規定」といいます。）および次の規定により取扱います。</p> <p>2. 取扱店の範囲 <u>この預金は、</u>当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> <p>7. 解約等 (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、<u>当金庫本支店</u>に申出てください。</p> <p>(2) <u>前項に定める届出の印章の持参は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに代えることができます。</u></p> <p>(3)～(6) （略）</p>